

<文書質問>

〔通告内容〕併用方式、60分

- 1 福生市障害者活躍推進計画について
 - (1) 計画の概要について
 - (2) 障害者の雇用率改善について
- 2 障害児支援の提供体制の整備について
 - (1) 国が示す第2期障害児福祉計画の概要について
 - (2) 児童発達支援センターの設置について
- 3 公園や緑地の整備、保全等について
- 4 災害時医療救護所開設訓練について

○7番（五十嵐みさ君） 先の通告に従い一般質問を行います。

項目は大きく、福生市障害者活躍推進計画について、障害児支援の提供体制の整備について、公園や緑地の整備、保全等について、災害時医療救護所開設訓練についての、4項目になります。持ち時間は1時間、併用方式で行いますので、よろしく願いいたします。

最初に、福生市障害者活躍推進計画について伺います。

(1) 計画の概要について伺います。

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、障害を有する職員の積極的な雇用に関する責務を明確化することや、障害者である職員の職業生活における活躍推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）の策定が義務付けられました。

障害を持っている職員が、その能力をあまねく発揮できる、また特性に応じた働き方が可能になる社会の実現のため、福生市でもこの10月に福生市障害者活躍推進計画が策定されました。そこで、この計画の概要について伺います。

次に(2)としまして、障害者の雇用率改善について伺います。

障害者の活躍は単に雇用率を達成させることが目的ではありませんが、福生市においては残念ながら、雇用率が達成されていない状況が明らかになりました。そこで雇用率改善に向けて、市ではどのように取り組んでいくのか伺います。

次に大きな2項目め、障害児支援の提供体制の整備についての(1)国が示す第2期障害児福祉計画の概要について伺います。

福生市では平成30年に障害者計画・障害者福祉計画（第5期）の改定に合わせて、第1期障害児福祉計画が策定されました。今年度はその最終年度であり、令和3年度には新しい障害児福祉計画へと移行します。そこで、国が示す障害児福祉計画（第2期）の基本指針や成果目標などの概要について伺います。

次に(2)としまして、児童発達支援センターの設置について伺います。

平成17年の発達障害者支援法、平成24年の児童福祉法改正により発達障害に関

する法律などが整備され、社会的にも発達障害の認知度が上がってきました。

国においては、第1期障害児福祉計画の中ですでに、地域共生社会に向け、より身近な場所で生活が維持・推進することを基本に、障害者・障害児の支援計画を策定するよう示しております。児童発達支援センターもその一環として、より身近な場所で当事者である子供や親への支援、また社会への啓発も可能になるよう各市町村で1か所の設置を示しています。

福生市でも子供の発達障害について、各関係部署で早期発見・早期対応をされていますが、第1期障害児福祉計画では「障害児支援の提供体制の整備等」の成果指標が示されておりませんでした。そこで、第2期での成果指標に対する考え、また、とりわけ令和5年度の計画終了時における「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置」とする成果目標についての認識を伺います。

次に大きな3項目め、公園や緑地の整備、保全等について伺います。

福生市都市マスタープランでは、公園は都市計画公園と都市計画緑地に分かれています。福生市緑の基本計画では公園について、市民参加型の公園リニューアルが重点施策として挙がっています。都市計画公園はリニューアルが可能です。都市計画緑地はほとんどが樹木ですので、リニューアルではなく整備・保全が主となることから、公園整備の計画についても都市計画公園と都市計画緑地では方針や方法が異なると考えなければなりません。

その上で、樹木は成長も早いことから、保全の方針や整備計画を急いで作らなければなりません。すでに、平成29年度には76公園のうち11公園について現地調査を実施し、公園の維持管理方針、計画策定のための基礎資料作りが行われております。

そこで、公園・緑地の整備等の計画策定の見通し、また、みずくらいど公園のように、福生市の史跡と重複している公園の整備方針等について、さらに緑地の保全等に熱心に活動されている市民等を交えての計画策定グループなどの仕組みづくりについての所見を伺います。

最後に、災害時医療救護所開設訓練について伺います。

福生市では9月13日に大規模災害を想定した災害時医療救護所開設訓練を実施されました。第3回定例会の全員協議会でも報告されていますが、訓練の実施に至るまでの経緯や訓練内容等について、また、その中での課題や課題解決に向けての取組等について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（加藤育男君） 五十嵐議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1項目めの福生市障害者活躍推進計画についての1点目、計画の概要についてでございます。

市では、障害者雇用の安定を図るための取組を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律いわゆる、障害者雇用促進法に基づき、これまで障害者を対象とした職員採用試験の実施や職場環境の整備に取り組み、雇用の促進を図ってまいりました。

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害

を有する職員を雇用する責務が明示されるとともに、職員がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮して職業生活において活躍することができるよう、障害者の活躍の推進に関する計画を定めることとされました。

この計画は、厚生労働省が定めた障害者活躍推進計画指針に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組内容を定める必要がございまして、計画の作成に係る検討体制として障害者である職員の参画、計画に基づく取組の実施状況の点検等を行う障害者雇用推進チームの設置のほか、障害者雇用推進者の選任や職業生活全般についての相談や指導を行う障害者職業生活相談員の選任など推進体制や職場環境の整備につきまして、計画に盛り込むこととされております。

市におきましても、この厚生労働省の指針に基づき、庁内の検討体制として職員課長や関係部署の課長のほか、障害のある職員の代表などを委員とした福生市障害者活躍推進計画策定等検討委員会を設置いたしまして、検討委員会において障害のある職員の意見などを反映し、福生市障害者活躍推進計画を令和2年10月に策定したところでございます。

計画の内容といたしましては、市職員の障害者雇用の現状と課題、推進体制の整備や職場環境の整備などにつきまして、基本的な考え方と取組内容を示してございまして、計画の取組を通じて目標とした障害者雇用率と職場定着率を目指し、雇用促進と職業安定を図るものでございます。

障害者雇用促進法の改正趣旨を踏まえ、実行性のある計画として運用してまいりたいと考えております。

次に2点目の、障害者の雇用率改善についてでございます。

障害者の法定雇用率につきましては、現在、国や地方公共団体は、2.5%と定められております。令和2年6月1日現在の福生市の実雇用率は、2.48%となっておりますので、法定雇用率を下回っている状況でございます。

市では、平成24年度から通常の職員採用試験とは別枠で、障害者の方々を対象とした採用試験を毎年度実施し、障害者の方々が受験しやすい環境整備に努めるとともに、多摩地域の大学のキャリアセンターなどにも積極的にPR活動を行うなど、障害者雇用の促進に取り組んでまいりました。

平成30年度からは、非常勤職員につきましても、障害者の方々を対象とした採用試験を実施しており、その結果、令和元年6月1日現在の実雇用率は2.56%となり、法定雇用率を上回ることができましたが、職員数の増減や障害のある職員の退職などによりまして、法定雇用率を満たすことが困難な状況となったところでございます。

障害者雇用率の改善の取組といたしましては、令和2年度からは、受験資格要件の緩和を行っており、障害者を対象とした職員採用試験ではない通常の職員採用試験におきまして、受験資格であった「自力により通勤ができ、かつ介助者無しに勤務遂行が可能な方」との標記を削除し、応募者の要件の拡大を図っております。

市といたしましては、福生市障害者活躍推進計画に基づいた取組を進め、引き続き法定雇用率の確保に努めてまいりますが、新規採用職員の採用数などの関係から、毎

年度、通常の職員採用試験とは別枠で、障害者の方々を対象とした採用試験の実施が困難となる場合もございます。

今後は、会計年度任用職員の配置職場につきましても検討を行い、障害者の方々を対象とした採用を広げ、法定雇用率の改善に努めてまいりたいと考えております。

2項目めの障害児支援の提供体制の整備についての1点目、国が示す第2期障害児福祉計画の概要についてでございます。

障害児福祉計画につきましては、国が示す基本方針に即して、市町村及び都道府県が策定することとなり、第2期となる計画では、令和3年度から5年度末までの3年の計画となりまして、現在策定作業を進めております。

国の第2期障害児福祉計画に係る基本指針につきましては、基本的な人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または、社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指しているところでございます。

成果目標は4つございまして、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置とされております。

2点目の、児童発達支援センターの設置についてでございます。

福生市の第2期障害児福祉計画の児童発達支援センターの設置についての考え方でございますが、第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針に定める成果目標において、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標のうち、令和5年度までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置するとしております。

国の目標に基づき成果目標を設定するとともに、近隣市の状況やニーズなども踏まえて、広域的な対応も視野に検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの公園や緑地の整備、保全等についてでございます。

初めに、公園施設の現況調査についてでございますが、市では平成29年度から市内76公園のうち都市公園52公園について、職員による公園施設の現況調査を実施しております。

現在、令和元年度までに42公園が完了しており、令和2年度中には残り10公園を点検し、完了する予定でございます。

この調査の内容でございますが、現地と公園台帳の整合性の確認、公園設備の簡易点検、また植栽の点検などを実施し、チェックシートに記載しております。

調査結果がまとまりましたら、この資料を基礎資料とし、公園施設長寿命化計画を策定していきたいと考えております。

この公園施設長寿命化計画でございますが、他の議員への答弁と重複する部分もございまして、国土交通省が示しております、公園施設長寿命化計画策定指針を参考に、都市計画緑地である公園につきましても、樹木の成長により過密な状態になっており

ますことから、どのような方向性で緑地を保全するかの指針を示し、その後に個々の緑地の特性に見合った個別の維持管理計画を策定していきたいと考えております。

次に、みずくらいど公園など史跡と重複している公園の整備方針でございます。

市内の史跡は市民にとっての財産であり、将来に残していかなければならない貴重な文化遺産であることから、公園を所管する施設公園課と文化財を所管する生涯学習推進課が連携を図り、史跡を改変せずに適正に保存するとの共通認識のもと、史跡紹介看板の設置や史跡が見渡せるように草木の適正な管理を実施し、史跡の保存、周知等に努めてまいります。

次に、市民参画の仕組みづくりでございますが、みずくらいど公園や日光橋公園、また加美上水公園や文化の森などの各公園においては、すでに公園ボランティアをはじめ、福生萌芽会、ふっさ花とみどりの会の皆様など、様々な市民の皆様に活動していただいております。市民との協働による公園づくりに取り組んでまいります。

このようなことから、先ほど申し上げました、個々の緑地の特性に見合った個別の維持管理計画の策定につきましても、それぞれの公園に携わっていただいております市民の方々との意見交換会などを実施し、御意見等をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

都市計画緑地などにつきましては、市内でも数少ない自然豊かな貴重な公園でございますので、今後も市民の皆様の憩いの場として、適正に管理してまいりたいと考えております。

4 項目めの災害時医療救護所開設訓練についてでございます。

災害時、市においては福生市地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図るものとし、医療救護対策についてもその中で示しているところでございます。

医療救護対策は、生命に直結する重要な部分であり、本計画内では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、各関係機関等との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。また、被災者の心身両面での健康を維持し、感染症、食中毒の予防のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じるとしております。本計画上では多くの関係機関による連携をフローチャート化し、発災後24時間以内に緊急医療救護所を、発災後48時間以内には避難所医療救護所を設置することとなっております。

医療救護所等の設置・運営につきましては、医師会等関係機関が集まる災害時医療救護所ブロック会議の中で検討を進めているところでございます。

令和元年の台風第19号の際の対応や、新型コロナウイルス感染症の流行により、避難所のみならず避難所医療救護所においても発熱者対応等様々な課題が見えてまいりました。この会議の中でも、これを踏まえた医療救護所訓練を実施する必要があるとの意見があり、今後の災害医療体制の整備・活動に役立てることを目的といたしまして、9月13日に訓練を実施いたしました。

福生市地域防災計画においては、市内3体育館に避難所医療救護所を設置する予定でしたが、避難所と同じ場所であり、かつ限られたスペースで医療救護所を設置するのは困難と思われたことから設置場所を中央体育館から子ども応援館に変更して、訓練を行ったところでございます。

訓練内容といたしましては、前日早朝に震度6強の直下型地震が発生し、同日午後には福生市・羽村市・瑞穂町による緊急医療救護所を立ち上げ、翌日避難所医療救護所を立ち上げるという想定で、発熱者に配慮したレイアウトでの開設、トリアージを含む模擬傷病者の受け入れ、医師による診察、応急手当、重傷者の搬送、また医薬品等の搬送や調剤、災害対策本部や災害医療コーディネーターとの情報伝達訓練や重傷者搬送の際の連絡や確認等を行ったところでございます。

今回、初めて医療救護所開設訓練を行ったことで、全体像の把握と、より現実的なイメージを持つことができましたが、そこから見えてきた課題もございます。

例えば、具体的な感染防止策や感染症の疑いのある方とない方を分けて対応するためのスペースの確保、段差の解消、従事する人材確保、診療記録の効率化等の問題などがございました。

これらの課題につきましては、引き続き災害時医療救護所ブロック会議において検討を重ね、災害医療体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で、五十嵐議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

再質問以下は一問一答方式で行いますので、よろしく願いいたします。

福生市障害者活躍推進計画について、当事者である障害を持った職員の代表の方からの意見も反映して作成したとのこと、わかりました。

そこで、御答弁の中で出てきました、障害者職業生活相談員について、職務を遂行する上で重要な役割を担うと思っておりますので、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○総務部長（小川裕司君） 障害者活躍推進計画に記載した障害者職業生活相談員の役割でございます。障害者職業生活相談員は、障害のある職員の職業生活全般にわたる相談及び支援を行う者でございますが、具体的には障害のある職員の適性や能力に応じた職務の選定、研修の実施などの職業能力の向上に関すること、また、障害者の職場適応の向上に関すること等が主な役割となっております。今年度、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した職員課の職員を選任することとしております。

以上でございます。

○7番（五十嵐みさ君） 障害者職業生活相談員についてわかりました。資格認定試験を受講した職員課の職員を選任するということ、また障害を持っている職員の職業生活全般にわたって相談や支援、一番は、その人の特性や能力を見極め相談しながら、適正な任用等を行っていくということと理解いたしました。

しかしながら、中には障害を公表されていない職員もいらっしゃるかと思いますが、そのような職員に対してはどの様に対応されるのでしょうか。

○総務部長（小川裕司君） 障害があることを公表していない職員への対応でございますが、職員が自身に障害があることを公表していない場合は、職員課におきましても当然、その情報を保有しておりませんので、職員の適性や能力に応じた職務の選定、職場適応の向上などへの対応は、困難になります。

今回策定した障害者活躍推進計画は、全職員に周知を行っておりますので、全ての職員が相談しやすい環境整備に努め、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

全ての職員が相談しやすい環境整備を行うということですので、障害のある方ない方に関わらず丁寧な対応、配慮をお願いいたします。

そこで1点、先ほどの答弁の中で定着率についても触れられていましたので、少し伺いたいと思います。この定着率ですが、一般社会でも採用する側とされる側でのマッチングが重要で、厚生労働省の障害者活躍推進計画指針では、職場実習やプレ雇用についても触れられています。

そこで、福生市においても、入庁前に市役所の業務を体験するなどの取組は考えられないでしょうか。

○総務部長（小川裕司君） 職場とのマッチングのために、市役所業務を体験するなどの機会についてでございますが、障害者雇用に関しましては、厚生労働省が示した障害者活躍推進計画指針におきまして、募集から採用の段階で職場実習やプレ雇用などの実施が重要であるとされています。

職場実習につきましては、市では、平成30年から毎年、障害者と市職員の相互理解を促進するために、実習生を受け入れ、市役所内で障害者職場体験実習を実施しております。

プレ雇用という制度につきましては、職員として採用が内定した障害者を採用前に非常勤職員として雇用する制度でございますが、採用後に円滑に勤務を開始できるよう、本人の希望に応じて実施するものでございます。

プレ雇用は、職場定着率の向上を図るために有効な制度ではございますが、プレ雇用のための予算措置が必要となるなど、実施には調整が必要となることから、基礎自治体ではあまり導入が進んでいないと認識しております。

職場とのマッチングには、このような制度がございしますが、制度導入には検討に時間を要するものもございします。

まずは、職場とのミスマッチを防ぐため、受験者に対し市役所業務や職場環境についての丁寧な説明に努め、理解を深めていただくことを継続して行い、職場定着率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

職場実習は障害者と市職員の相互理解を深めるために平成30年から行っているとのこと。当時、障害福祉課の方でも頑張ってくれたことを鮮明に覚えております。その後の就労につながることを願っております。

プレ雇用の制度は、まだ全国的にも進んでいないとのことで承知いたしました。

なかなか難しい制度かもしれませんが、様々、御研究いただければと思います。

次に（2）雇用率の改善について再質問を行います。

令和2年度からは、通常の職員採用試験では、資格要件であった「自力により通勤ができ、かつ介助者無しに勤務遂行が可能な方」との標記を削除し、受験資格要件の緩和に取り組んだとのことですが、障害者の方々を対象とした採用試験においても、受験資格要件の緩和は行われていますか。

○総務部長（小川裕司君） 障害者雇用促進法第34条では、「事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。」とされております。

市といたしましては、障害者に対する差別禁止の趣旨を踏まえまして、今後、障害者の方々を対象とした採用試験においても、受験資格要件の緩和を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

受験要件の緩和については私も平成30年の第3回定例会で取り上げましたので、今回は法律の改正によるところではありますが、大変大きな一歩前進だと喜んでおります。ありがとうございます。

その上で、その時に受験に際する合理的配慮にも触れましたが、実際的に何か取り組みされたことはありますでしょうか。

○総務部長（小川裕司君） 令和2年度に実施した合理的配慮の例で申し上げますと、聴覚障害者の方からの申し出によりまして、面接時に手話通訳者の同行を認めた事例のほか、精神障害者や知的障害者の方からの申し出によりまして、面接時に就労支援センターの職員の同行を認めたという事例がございました。

以上でございます。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

着実に進めていただいていることが確認できました。

誰でもいつでも障害やハンディキャップを負うことはあり得ますし、また、年を重ねますと何かしらの障害、ハンディキャップを持ち得るわけです。ですので、障害の

有無にかかわらず、我が事丸ごととして相互に情報を共有し、至らざることは改善する、これが誰にとっても生きやすい世の中につながると思いますので、公共として、ぜひその範を示していただくようお願いしまして、次の大きな項目に移ります。

大きな2項目めの障害児支援の提供体制の整備についての1点目、国が示す第2期障害児福祉計画の概要について再質問以下行います。

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置とは、具体的にどのようなことを示すと考えておられるのか伺います。

○福祉保健部長（町田和子君） 障害の重度化・重複化や多様化に対応できる専門機能を持ち、地域の障害児やその家族への相談、また、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設でございます。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

専門性を持ち、かつ身近な地域で当事者や家族への相談・支援を行う。さらには障害児の施設に対しても援助や助言を行うのが重層的な地域支援体制であると。

国の言う、児童発達支援センターが市に設置されれば、福生市の障害を抱えた子供たちが包括的に相談・支援を受けられることがよくわかりました。（2）の児童発達支援センター設置と関連しますので、次の再質問に移ります。

先ほどの答弁の中で、令和5年度までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置という国の指標に基づき成果目標を設定することですので、やっと計画の上に上がってきたことが確認できました。

しかしながら、広域的な対応という発言もございましたので、広域的がどの範囲を示すのか、今の段階で結構ですので、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○福祉保健部長（町田和子君） 具体的な範囲については、お示しできませんが、継続して通所が可能な範囲と考えております。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

通所が可能ということは大事なことでと考えております。広域的といっても二次医療圏や広域行政圏でとなると、埼玉県や山梨県に隣接した地域もありますので通所が難しくなることが考えられます。

また、広域での設置となると運営や自治体の裁量などをどのように反映させていくのかが煩雑になってしまう恐れがあります。そうしますと、やはり市町村に最低1か所という基準は重みを持ちますので、市内にぜひ1か所設置していただくよう望みます。

子供の発達障害は予約から診断を受けるまでに、3か月以上、中には半年以上もかかることがあります。半年もかかれば就学前の子供も学校へ上がってしまいますし、教育現場では個別教育支援を行っているとはいえ、対応の遅れが心配されます。

さらに申し上げれば、教育現場での特別支援教育利用に関して、診断書の有無が検討され始めているとの情報もあります。そして、その診断を受けるには児童発達支援センターからの紹介であれば、より早く受診できるといった動きもありますので、全ての「ふっさっ子」のためにも総合的に子供の発達障害に取り組める児童発達支援センターの設置をお願いしまして3項目め、公園や緑地の整備、保全等についての再質問をいたします。

公園施設長寿命化計画策定指針を参考に、都市計画緑地である公園についても、維持管理計画を策定していくとのことで承知いたしました。が、実際的なスケジュールはどのようになっていますでしょうか。また、計画の策定に関してですが、現時点で大変熱心に緑地の保全等に関わっておられる市民の方もいらっしゃいます。ですので計画ができてからボランティアをお願いするというのではなく、策定段階から何らかの形で市民に参画してもらうことが重要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○都市建設部長（清水靖弘君） 長寿命化計画策定のスケジュールについてでございますが、1年目に公園全体の調査を行い、2年目に計画の策定を実施したいと考えておりますので、策定まではおおむね2年間を見ております。

また、計画の策定には、なるべく早い段階から、それぞれの公園に携わっていただいております公園ボランティアの方々や、市民の方々との意見交換会などを実施し、御意見等をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

なお、現時点では、まだ何時から実施をするかといったスケジュールは決まっておりませんが、今後、準備を進めてまいりたいと考えております。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

1年目に公園全体の調査を行い、2年目に計画の策定を実施ということであれば、令和2年度中に全公園の現況調査が終わるということですので、令和3年度には計画ができると考えてよいでしょうか。

○都市建設部長（清水靖弘君） 令和2年度中に完了する現況調査につきましては、職員による調査でございまして、主な目的は、公園台帳の整合性の確認、公園設備の簡易点検、また植栽の点検でございまして、調査結果に基づき長寿命化計画の対象施設を確定いたします。

今後は、専門業者により緑化も含めた長寿命化対象施設の詳細な調査を行い、その後には計画を策定していきたいと考えております。

実施年度につきましては、現在のところ決定しておりませんが、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○7番（五十嵐みさ君） ありがとうございます。

公園の維持・管理計画の議論は、始まってからもかなり時間がたっております。そ

の間、樹木も大きく生長し過密化している状況もありますので、計画策定に速やかに着手していただくようお願いしまして、最後の質問に移ります。

大きな4項目めの災害時医療救護所開設訓練についてはよくわかりました。再質問はありません。

大変多忙な医師会等三師会や医療関係者などと連携をはかり、いざという時に備えて、また今般の新型コロナウイルス感染症にも対応して医療救護所開設訓練を実施されたことを、大きく評価いたします。訓練実施で全体像が見え、また課題も明らかになったことです。課題解決に向けて、さまざまな御苦勞があるかとは思いますが、ぜひ福生市民の安全・安心確保のため御尽力いただくようお願い申し上げ、一般質問を終わります。

~~~~~